

全警協発第35号
令和6年2月19日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

警備業法施行規則の一部改正について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、意見の募集が行われておりました警備業法施行規則の一部改正については、別添のとおり令和6年1月31日に官報に掲載されたところであります。

現在、警察庁において関係通達の見直しが行われておりますが、その発出が同年3月になる見通しであることから、各警備業者におかれましては、別添資料を踏まえ、警備業法施行規則の一部改正に適切に対応されますようお願い申し上げます。

なお、関係通達が発出されました際には、改めて、ご案内させていただきます。

つきましては、必要に応じて管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 改正の概要

警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）について、以下のア～ウの内容を定めるなど、所要の規定の整備を行った。

ア 認定を受けたこと等を示す標識の様式

イ インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合は、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

のいずれかに該当する場合とする。

ウ インターネットによる標識等の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

2 施行期日

令和6年4月1日

以上